

組合職員（消防職）の懲戒処分について

令和 8 年 9 月 10 日
茨城西南広域消防本部

職員（消防職）の懲戒処分の公表について

今般、消防本部において、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

- 1 被処分者 古河消防署に勤務する 30 代の職員（消防士長）
- 2 対象行為 傷害容疑による逮捕事案
（被処分者は、令和 8 年 6 月 15 日、自宅内において妻に対し暴行を加え、傷害を負わせたとして古河警察署により傷害容疑で逮捕された。その後、被害者との間で示談が成立し、不起訴処分となったが、消防職員としての信用を著しく失墜させた。）
- 3 懲戒処分
 - （1）処分内容 減給 10 分の 1（1 か月）
 - （2）処 分 日 令和 8 年 9 月 10 日
 - （3）根拠法令 ・ 地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号
（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）
・ 地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止違反）
・ 茨城西南地方広域市町村圏事務組合職員懲戒処分等の基準第 2 条
- 4 監督責任 古河消防署 署長を「厳重注意」としました。

※ 消防職員に対する懲戒処分の発令は消防長（任命権者）が行っています。

管理者コメント

今回の職員の不祥事により、住民の信頼や信用を損ねてしまい、深くお詫び申し上げます。
職員の倫理観を高めるとともに法令遵守を一層徹底し、再発防止と住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

問合せ先 消防本部総務課 電話 0280-47-0124